

新型コロナウイルス対策に係るインドネシア政府による入国制限措置（インドネシア滞在中の外国人の滞在許可延長等の手続き期限の延長）

● 8月18日、法務人権省入国管理総局は、インドネシア滞在中の外国人の滞在許可延長等の手続き期限を8月20日から9月20日に延長する旨発表しました。

● インドネシア政府は、出入国及び滞在に関する制度やその運用を随時変更しており、これらは突然に変更される可能性があります。当館としては、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めてください。

1. 8月18日、法務人権省入国管理総局は、同総局のソーシャルメディアを通じ、インドネシア国内滞在中の外国人の滞在許可延長等の手続き期限を8月20日から9月20日に延長する旨発表しました。具体的な内容は以下のとおりです。

(1) ビザ・オン・アライバル (VOA)、一次及び数次訪問査証 (D212)、APEC ビジネストラベルカード (ABTC)、クルー・ビジットに基づく訪問滞在許可 (ITK) 保持者で、やむを得ない場合の滞在許可 (ITKT) によりインドネシアに滞在中の外国人は、9月20日まで滞在許可の延長に係る手続きを行うことができる。または、かかる外国人は、9月20日まで入管事務所に新たなテレックス査証の発給を申請することができる。

(2) 査証免除、一時滞在許可 (KITAS/ITAS)、定住許可 (KITAP/ITAP) が失効して延長不可となっており、やむを得ない場合の滞在許可 (ITKT) によりインドネシアに滞在中の外国人は、9月20日までに入管事務所に新たなテレックス査証の発給を申請しなければならない。

(3) 上述 (1) および (2) を遵守しない外国人には、オーバーステイに対する行政処分が科される。

2. 詳細については、インドネシア法務人権省入国管理総局のソーシャルメディア (Instagram/Facebook/Twitter)、入国管理事務所または入国管理総局設置のオンライン・インフォメーション・センター WhatsApp Chat Service (+62-(0) 821-1430-9957) にお問い合わせください。

なお、当館管轄内の各入国管理事務所の連絡先は以下のとおりです。

(1) 東ジャワ州

ア スラバヤ入国管理事務所 (031-8690534)

※外国人からの WhatsApp で申請に関する質問を受け付けてくれる番号 (081-330-442-586) 及びメールアドレス (kanim_surabaya@Imigrasi.go.id) もご利用いただけます。

イ タンジュンペラック入国管理事務所 (031-7315570)

ウ マラン入国管理事務所 (0341-491039)

エ クディリ入国管理事務所 (0354-688307)

オ マディウン入国管理事務所 (0351-386667)

カ ブリタール入国管理事務所 (0342-554759)

キ ジュンブル入国管理事務所 (0331-335494)

(2) 北カリマンタン州

タラカン入国管理事務所 (0551-21242)

(3) 東カリマンタン州

ア サマリンダ入国管理事務所 (0541-743945)

イ バリクパパン入国管理事務所 (0542-443186)

(4) 南カリマンタン州

バンジャルマシン入国管理事務所 (0511-4707758)

3. インドネシア政府は、出入国及び滞在に関する制度やその運用を随時変更しており、これらは突然に変更される可能性があります。当館としては、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めてください。